1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
　下記を除き、期間進行基準を採用しております。
・退職一時金に充当される運営費交付金　・・・費用進行基準
・プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金・・・業務達成基準
・文部科学省が指定する「特別教育研究経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準
・文部科学省の補正予算により措置される運営費交付金・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準

2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
　耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	7～50年
工具、器具及び備品	3～17年

　なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数を用いております。また、受託研究等収入によって購入した固定資産については、当該研究期間を耐用年数としております。
　また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
　定額法を採用しております。
　なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
　運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
　運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
【追加情報】
　引当金の対象となる教職員数の増加により、退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するため、当事業年度より、退職給付の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。
　この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が221,912,031円多く計上され、経常利益及び当期純損失は同額減少しております。

4．賞与引当金の計上基準
　賞与については、運営費交付金により財源が措置される場合には、賞与引当金は計上しておりません。
　また、運営費交付金により財源が措置されない場合には、職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
　なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5．徴収不能引当金の計上基準
　将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券について償却原価法（定額法）を採用しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　評価基準
　低価法を採用しております。
⑵　評価方法
　主として移動平均法を採用しております。ただし、附属病院における医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行うこととしております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建債権・債務は、期末日の直物為替相場に円換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
　決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは△0.050％でしたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年4月14日付け28文科高第63号）に基づき、0％で計算しています。

10．リース取引の会計処理
　リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

12．財務諸表の表示単位
　財務諸表は円単位で表示しております。

（表示方法の変更）
　破産更生債権等
　前事業年度まで流動資産の未収附属病院収入に計上していた破産更生債権及び破産更生債権にかかる徴収不能引当金について、当事業年度より固定資産に計上しております。

（固定資産の減損会計）
　減損の兆候及び減損の認識を行ったものはありません。

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しております。
　資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき行っております。なお、公債、株式等は保有しておりません。
　国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。